

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、平成28年度予算が成立し、本業務に係る予算示達がなされることを条件とするものです。

平成28年2月24日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 井上 一徳

### 1 業務内容等

- (1) 業務名 平成28年度沖縄防衛局電話交換業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」でC又はDの等級に格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 担当部局  
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9  
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話 098-921-8181 (133)
- (2) 入札説明書等の交付期間等  
平成28年2月24日(水)から平成28年3月10日(木)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)、担当部局にて上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は取得見込者に対し交付する。
- (3) 入札及び開札の日時等  
平成28年3月15日(火) 午後2時00分 沖縄防衛局 4階 講堂2

### 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

## 電話交換業務仕様書

1. 件名：沖縄防衛局電話交換業務
2. 電話交換業務必要人員  
2名
3. 目的等  
沖縄防衛局において、電話交換業務を行う事を目的とし、受注者は必要な人員を派遣するものとする。
4. 契約期間等  
契約期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日（行政機関の休日を除く。）  
契約種類：本契約は、契約期間中において単価契約するもの。  
勤務時間：年間243日の勤務を目安とし、午前8時30分～午後5時15分（ただし、台風等の災害により通勤が困難な場合は、この限りではない。）  
業務の形態：2名での交代勤務とする。  
（なお、本件業務の履行にあたっては「労働者派遣法」その他関係諸法を遵守すること。）  
就業条件：派遣労働者については、労働・社会保険に加入させるものとする。
5. 使用機器  
本件業務で使用する機器は次のとおりとする。

| 品名     | 規格     | 単位 | 数量 | 備考 |
|--------|--------|----|----|----|
| 卓上形中継台 | PA810A | 式  | 1  |    |

6. 履行場所  
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9  
沖縄防衛局
7. 派遣労働者等
  - ・派遣労働者の要件  
本件業務を実施する者を派遣労働者と呼び、派遣労働者は以下の要件を満たすこと。
    - (1) 健康状態に問題がない者であること。
    - (2) 当該業務若しくは類似業務の経験・実績があること。
  - ・派遣労働者の変更等
    - (1) 派遣労働者に異動、退職、休暇等が生じ、労働者の追加、変更等が必要となった場合には、契約担当官等に代替者の派遣について、承認を得るものとする。
    - (2) 本件業務を履行するにあたり、契約担当官等が派遣者を著しく不相当であると認める場合は、受注者は速やかにその代替者を選任し派遣するものとする。
8. 秘密の保持  
派遣労働者は、業務上知り得た発注者に関する全ての事項について、本件業務履行中及び履行後において、第三者に漏洩してはならない。また、受注者は当該趣旨を徹底するよう指導教育しなければならない。
9. その他  
本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて契約担当官等と受託者協議の上定めるものとする。